

介護保険給付に関するQ&A

◆居宅介護支援

問1 通所サービス提供時間内のサービス担当者会議の開催は可能か。

(答) 通所サービス事業所での通所介護サービス提供時間内の開催はできない(その時点でサービス提供を中止したという扱いになる)。通所介護サービス提供前後の開催であれば問題ない。

根拠 ○H18年3月厚生労働省告示第127号

問2 介護支援専門員が居宅サービス計画の作成後、モニタリングのために事前に日程調整し訪問を予定していたが、利用者が予測不可能(突発的)な入院のため、モニタリングできなかった場合、特段の事情と考えてよいか。

(答) 利用者の事情によりモニタリングができなかったと考えられるため、「特段の事情」に該当する。なお、介護支援専門員に起因する事情は「特段の事情」に該当しない。

根拠 ○介護最新情報 Vol.155「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について

問3 高齢者ほっと支援センターが委託している居宅介護支援事業所について変更があった場合は、初回加算を算定できるか。

(答) 委託先の居宅介護支援事業所が変更になっても、当該介護予防支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけではないので算定できない。

根拠 ○H18.3.27介護制度改革information vol.80 平成18年4月 改定関係Q&A(vol.2)

問4 要支援から要介護に要介護度が変更になった場合、初回加算は算定できるか。

(答) 算定できる。初回加算は、具体的には以下のような場合に算定される。
①新規に居宅サービス計画を作成する場合
②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

根拠 ○老企第36号第三-9

介護保険給付に関するQ&A

◆居宅介護支援

問5 「医師等からの要請により～」とあるが、医師等から要請がない場合（介護支援専門員が自発的に情報を取りに行った場合）は、退院・退所加算は算定できないのか。

(答) 介護支援専門員が、あらかじめ医療機関等の職員と面談に係る日時等の調整を行った上で、情報を得た場合も算定可能である。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.273平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)について 問19
----	---

問6 初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたい。

(答) 契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防支援における初回加算についても、同様の扱いとする。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.69平成21年4月改定関係Q&A(Vol.1)について 問62
----	---

問7 個別サービス計画は居宅介護支援事業所で保管する居宅サービス計画の保存期間と同じ2年間とするのか。

(答) 個別サービス計画については、運営基準第29条における記録の整備の対象ではないが、居宅サービス計画の変更に当たっては、個別サービス計画の内容なども検証した上で見直しを行うべきであることから、その取扱いについて適切に判断されたい。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日) 問187
----	---

問8 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等の居宅介護支援費について。

(答) 死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第14条第1項に規定する文書(給付管理票)を市町村(審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会)に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

根拠	○老企第36号第三-1
----	-------------

介護保険給付に関するQ&A

◆居宅介護支援

問9 月の途中で、事業者の変更がある場合の居宅介護支援費について。

(答) 利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとする(ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。)

根拠	○老企第36号第三-2
----	-------------

問10 月の途中で要介護度に変更があった場合の居宅介護支援費について。

(答) 要介護1又は要介護2と、要介護3から要介護5までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護1又は要介護2から、要介護3から要介護5までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとする。

根拠	○老企第36号第三-3
----	-------------

問11 月の途中で、他の市町村に転出する場合の居宅介護支援費について。

(答) 利用者が月の途中で他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとする。

根拠	○老企第36号第三-4
----	-------------

問12 サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合の居宅介護支援費について。

(答) サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。

根拠	○老企第36号第三-5
----	-------------